

「特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ～「観光先進国」

の実現に向けて～」に対する意見書（パブリックコメント）

全国青年司法書士協議会

会長 広瀬 隆

東京都新宿区四谷2-8 岡本ビル505号

TEL03-3359-3513 FAX03-3359-3527

URL <http://www.zenseishi.com/>

全国青年司法書士協議会（以下、「当協議会」という。）は、全国の青年司法書士約2700名で構成し、「市民の権利擁護及び法制度の発展に努め、もって社会正義の実現に寄与すること」を目的とする団体である。当協議会は、長年にわたり、ギャンブル依存症者を含む様々な多重債務者に対する支援に取り組んできた立場から、昨年、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（いわゆるカジノ解禁法案）の成立過程で同法案に対し反対を表明していたが、昨年残念ながら成立してしまった同法案に基づき、標記の意見募集に対し次のとおり意見を述べる。

意見の趣旨

カジノ事業実施に、反対する。

意見の理由

1. 人間の悲劇を前提とする賭博ビジネスを容認することはできない。

ギャンブルは、偶然の事情に自己の財産を賭して行うものであり、労なくして財産を増やすことができるかもしれないという強力な誘因・興奮作用から既設の公営ギャンブルは多数の客を集めており、同時に、多数の依存症者を生みだし続けている。当協議会の会員である司法書士は、多くのギャンブル依存症者の抱える多重債務問題の解決支援に日々携わっているものであるが、残念ながら、適切な支援が行き届かずあるいは手遅れとなってしまったため、本人又は家族の財産や身体、時に生命に対する重大な損害や結果に至る事例にも繰

り返し遭遇している。ギャンブルは、その性質上、勝つ者と負ける者を必ず生じさせる。そして、それは少なからず本人又はその家族の悲劇につながっている。カジノ賭博の合法化により、民間事業者は儲け、一時的に経済効果が生み出されることがあるとしても、それは全て、関わった人間の悲劇や苦しみを前提としているものである。ギャンブル依存症者や多重債務者の支援に携わる私たちの立場からは、関わった者やその家族の財産を食い物とし、人間の悲劇を前提とする賭博ビジネスを決して容認することはできない。

2. 民間事業者が実施主体となる場合にカジノは刑法に定める賭博としての違法性を阻却できない。

「特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ～「観光先進国」の実現に向けて～」(以下、「取りまとめ」という。) 93頁以降において、カジノ事業で実施を予定している行為が原則刑法第185条・第186条に定める賭博に該当し、利用者・運営者ともに刑事罰の対象になることを前提に、所要の規制を施すことで、刑法第35条によりその違法性を阻却する方向で検討を加えている。

この点、取りまとめにおいても刑法を所管する法務省の見解が下記の通り、要約されており、

「①いわゆる公営競技等は、特別法において、事業の公正性、公益性等を制度上十分に担保するよう努めており、カジノ規制の在り方についても、同様の配慮が必要と思われる、

②公営競技等に係る特別法の立法に当たっては、これまで刑法を所管する法務省の立場からは、例えば、目的の公益性、運営主体等の性格、収益の扱い、射幸性の程度、運営主体の廉潔性、運営主体への公的監督、運営主体の財政的健全性、副次的弊害の防止等に着目し、意見を申し述べてきたところであり、カジノ規制の在り方についても、同様である、

③(上記②の) 8つの諸要素は、刑法が賭博を犯罪と規定した趣旨と整合しているものであるかどうかを判断する上での考慮要素の例であり、刑法との整合性は、これらの要素の1つの有無や程度により判断されるべきものではなく、制度全体を総合的にみて判断されるべきものである」

特に上記②で述べられた8つの諸要素について各項目ごとに、違法性を阻却するための規制のあり方を論じてある。中でも従来から、法務省は「目的の公益性」については「収益の用途を公益性のあるものに限ることを含む」、「運営主体等の性格」については、「官又はそれに準ずる団体に限る」との見解であり、実際にこれまでも公営競技等では、地方公共団体や特殊法人、独立行政法人を

実施主体としていることを踏まえると、カジノ事業の収益をホテル・レストラン等の他のIR事業の採算維持に回すことを当然の前提としている民間事業者をカジノ事業実施者とすることで本来的には違法性を阻却できないことが前提になる。ところが、取りまとめでは、実施主体を民間事業者とすることを前提としてしまっているにもかかわらず、監督に関して事業者等を「厳格な公的管理・監督の下に置くことを検討している」、公益性に関して「公益を追求する主体であると捉えることを検討している」と非常に抽象的な表現を用いており、違法性を阻却するために「具体的に厳格な要件をここまで課す」「立法措置としてここまで規定する」という方向性の検討がなされた形跡が明らかでない。これは取りまとめにおいても究極において利益を追求する民間事業者では賭博としての違法性を阻却できないという帰結に至ったと評価せざるを得ない。実際に取りまとめ23頁、24頁記載の議論においては、事業者の利益確保や監督に伴う負担感について言及されており、これは公益性の持続困難性を表明しており、仮に民間事業者でカジノ事業を開始して以降、何らかの事情で公益性を欠くと（後に）評価される状況に陥った場合、それ以降、利用者が刑事罰の対象になる恐れがある（少なくとも捜査、起訴される恐れがある）ような状況で、安心して運営ができるはずもない。このように、民間事業者が前提となっているカジノ事業では、違法性が阻却できない以上、カジノ事業を実施すべきではない。

3. 経済効果の根拠の薄さ、依存症対策の不備など

取りまとめにおいては、カジノ事業に対しては、経済効果が十分に検証されておらずその効果に疑問が残る、という数多くの反証がある中で、これらの反証に対応することもなく、殊更に事業実施に都合の良い資料のみを並べており、取りまとめとしての意義を欠く。また、依存症対策については、入場規制などの水際作戦のみで対応を検討しており、実際に依存症に陥ってしまった後にどのような対応を国の責務として負うのかが明確でない。

世論としても、最近の時事通信の調査において、自分の住まいの近くにIRを整備することについて、「治安が悪化する」「青少年に悪影響がある」「ギャンブル依存症が増加する」「犯罪に利用される」「騒音や交通渋滞などの弊害がある」「反社会的勢力の資金源となる」「地域の活性化につながらない」との理由で、反対と考える人が66.8%で多数を占めている状況である。

以上のとおり、今回の取りまとめで明らかになったように、カジノ事業を含むIR事業の実施には克服することができない障害があると言わざるを得ず、当協議会は、本意見を表明するものである。